

平成 27 年 9 月 15 日

受診者様各位

がん免疫細胞療法 管理料変更のお知らせ

当院でご提供している「がん免疫細胞療法」など、人の細胞を使った治療は、これまで医療機関ごとに、それぞれの自主基準で行われてきました。しかし、平成 26 年 11 月に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（再生医療新法）」が施行され、今後は国が作った基準を満たした医療機関のみが、患者様にこの治療を提供できるようになります。

今後、当院の「がん免疫細胞療法」はこの法律に則り、瀬田クリニックグループの「認定再生医療等委員会」を介して厚生労働省に定期的に報告することが義務づけられました。

これに伴い、日常の事務手続きに関わる経費が増加し瀬田クリニックとの契約料に変更が発生することになりました。つきましては時節柄、恐縮ですが管理料を下記のように改訂させて頂くことになりましたので、お知らせ申し上げます。

何卒、諸事情を御賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【2015 年 10 月 1 日採血からの改訂管理料】

50,000 円（税別） → 55,000 円（税別）

